

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	鳴門市

鳴門市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 鳴門市産業振興部農林水産課
所 在 地 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
電 話 番 号 0 8 8 - 6 8 4 - 1 1 5 4
F A X 番 号 0 8 8 - 6 8 4 - 1 3 4 1
メールアドレス rinmuchikusan@city.naruto.i-tokushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシ・サル・シカ・カラス・カモ・ドバト・ヒヨドリ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ
計画期間	令和9年度 ～ 令和11年度
対象地域	徳島県鳴門市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	78.5万円、0.480ha
サル	果樹（ナシ）	81.2万円、0.059ha
シカ	被害報告はないものの、目撃情報は多数あり。	
カラス	甘藷	96.7万円、0.109ha
カモ	レンコン	4.4万円、0.004ha
ドバト	マルチの穴あけ被害が報告されている。	
ヒヨドリ	ブロッコリー	79.4万円、0.261ha
アライグマ ハクビシン タヌキ	家庭菜園の食害のほか、屋根裏等への侵入や敷地内での糞尿等による生活被害が報告されている。	
	計	340.2万円、0.913ha

(2) 被害の傾向

・イノシシ 市内の山間部を中心に生息しているが、近年では集落や農地周辺の出没が増加傾向にある。主な被害として水稻の食害や踏み荒らし、畦畔の掘り起こし等が発生している。 ・サル 山間部から里山にかけて生息する群れが、果樹類を中心に食害を引き起こしている。また、近年は群れを離れたハグレザルが住宅地や学校周辺に出没し、人への被害も懸念されている。 ・シカ 北灘町を中心に目撃情報があり、ミカンの葉等の食害が報告されている。 ・鳥類（カラス、カモ、ドバト、ヒヨドリ） 市内全域に生息しており、カラスは甘藷、カモはレンコン、ドバトはマルチの穴あけ、ヒヨドリはブロッコリー等への被害が発生している。また、民家近くの木々に営巣し、騒音や糞などの生活被害も発生している。 ・アライグマ、ハクビシン、タヌキ 市内各地で目撃されており、家庭菜園の食害のほか、屋根裏等への侵入や敷地内での糞尿等による生活環境への被害も発生している。
--

(3) 被害の軽減目標

被害面積

(単位：ha)

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
イノシシ	0.480	0.456
サル	0.059	0.056
カラス	0.109	0.104
カモ	0.004	0.003
ヒヨドリ	0.261	0.248
シカ	0	0
ドバト	0	0
アライグマ	0	0
ハクビシン	0	0
タヌキ	0	0
計	0.913	0.867

被害金額

(単位：万円)

指標	現状値（令和7年度）	目標値（令和11年度）
イノシシ	78.5	74.6
サル	81.2	77.1
カラス	96.7	91.8
カモ	4.4	4.2
ヒヨドリ	79.4	75.4
シカ	0	0
ドバト	0	0
アライグマ	0	0
ハクビシン	0	0
タヌキ	0	0
計	340.2	323.1

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・ 鳴門地区猟友会による年間を通した捕獲活動を市内全域で実施している。 ・ 市や鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会にて捕獲檻等を購入し、捕獲活動を支援。	・ 捕獲班員の高齢化に伴い、駆除活動の低下が懸念され、担い手の育成が必要である。 ・ 有害鳥獣の行動域が隣接県市町村にまたがっているため、周辺市町村との連携が必要である。

防 護 柵 の 設 置 等 に 関 する 取 組	・ 鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会にて、平成１７年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、地区単位で防護柵の設置を実施した。 【防護柵整備実績】 令和５年度 WM柵：４，０８４ｍ 電気柵：６５０ｍ 令和６年度 WM柵：１，５６４ｍ 令和７年度 WM柵：８７０ｍ 電気柵：３１０ｍ	・ 農家の高齢化に伴い、防護柵の維持管理が困難な状況にある。 ・ 追い払い活動等の担い手が不足している。 ・ 防護柵が未設置の地区において被害が発生、増加している。 ・ 鳥類に対する防護対策（防鳥網等）の推進が必要である。
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	・ 耕作放棄地の拡大抑制を図るため、放棄地の農地化に向けた再生作業費の一部助成、および農地マッチング事業を実施。 ・ 被害調査時をはじめ、地域巡回時などには、被害誘因となる放置果樹等の把握に努め、その除去を促した。	・ 農業者の減少 ・ 所有者不明の放任果樹

（５）今後の取組方針

野生鳥獣による被害を軽減するため、近隣市町村や関係機関と連携を図りながら、捕獲対策、防除対策及び生息環境管理を組み合わせた総合的な対策を推進する。 【捕獲対策】 ・ 鳴門地区猟友会との連携を強化し、年間を通じた捕獲活動を実施することで、イノシシ等の生息域拡大を抑制し、被害軽減を図る。 ・ 鳥類被害対策として、銃器による捕獲や追い払い活動を推進し、効果的な被害軽減を図る。 ・ 捕獲班員の高齢化や減少に対応するため、わな免許等の狩猟免許の取得を推進する。これにより、新たな被害対策の担い手を育成し、捕獲体制の強化を図る。 【防除対策】 ・ 鳥獣被害対策交付金事業等を活用し、複数の関係者が協力して取り組む、効率的な防護柵等の設置を推進する。

- ・設置済みの防護柵等については、定期的な見回り確認を通じて、適切な維持管理を支援する。

【生息環境管理】

- ・有害鳥獣の隠れ家や移動経路となっている耕作放棄地、被害誘因となる放置果樹等を把握し、除去を推進する。
- ・林縁部及び河川沿いの草刈りを促進することで、有害鳥獣が近寄りにくい集落環境の整備を進める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・対象鳥獣の捕獲は、鳴門地区猟友会へ委託し、年間を通じてわなや銃器による捕獲を実施する。
- ・生活環境に被害を及ぼすハクビシン等の鳥獣については、原則として被害を受けている者が自ら捕獲を行う。これに伴い、市が捕獲に必要な猟具の貸出を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R 9	イノシシ	・捕獲檻、トレイルカメラ等を購入し貸出を行う。 ・新たな捕獲の担い手を確保するため農家の狩猟免許取得を推進する。
R 1 0	サル	
R 1 1	シカ 等	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
県が策定した第 14 次徳島県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を参考にし、捕獲実績に基づいて設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
イノシシ	5 0 0	5 0 0	5 0 0
サル	1 5 0	1 5 0	1 5 0
シカ	1 0	1 0	1 0
カラス	5 0	5 0	5 0
ドバト	1 0	1 0	1 0
カモ	3 0	3 0	3 0
ヒヨドリ	1 0	1 0	1 0
アライグマ	1 0	1 0	1 0
ハクビシン	1 0	1 0	1 0
タヌキ	1 0	1 0	1 0

捕獲等の取組内容
・被害軽減を図るため、対象鳥獣は年間を通じて捕獲を実施する。 ・捕獲手段としては、銃器・箱わな・くくりわな・囲いわなを主として採用し、対象鳥獣や捕獲予定地等の状況を考慮した上で、最適な方法を選択する。 ・捕獲活動は、被害発生の多い地域に重点を置き、箱わな等を設置して捕獲強化を図りつつ、市内全域でも実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
イノシシ サル シカ	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m	防護柵 1,500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
イノシシ サル シカ	・設置者及び地域住民が点検、管理を行う。 (草刈り、柵の補修、電気柵の電圧確認等) ・実施隊による侵入防止柵設置、管理に関する指導		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

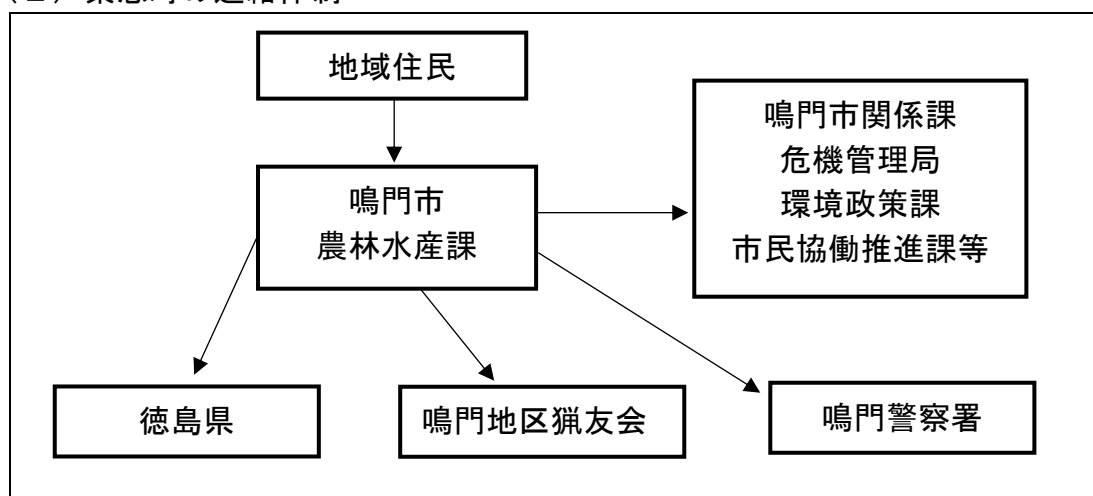
年度	対象鳥獣	取組内容
R 9	イノシシ サル シカ	・ 作物残渣等の適正処理や農地周辺の緩衝帯の整備を奨励し、対象鳥獣を誘引しない集落環境づくりを推奨する。
R 1 0	カラス・ドバト カモ・ヒヨドリ アライグマ	・ 意図しない餌付け行為の防止をはじめ、鳥獣被害対策に関する正しい知識の普及・啓発を図る。
R 1 1	ハクビシン タヌキ	・ 地域が主体となって実施する防護柵の整備・補修、生息環境管理等の総合的な防除活動を支援する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳴門地区猟友会	対象鳥獣の捕獲・追い払い作業
鳴門地区猟友会大麻支部	
鳴門警察署 生活安全課	現地確認、パトロール、情報提供
徳島県 鳥獣対策課 徳島農林事務所	捕獲に係る指導及び助言、情報提供
鳴門市 農林水産課	有害鳥獣捕獲許可、現地確認、追い払い 関係機関との連絡調整
鳴門市 危機管理局 市民協働推進課 環境政策課 等	現地確認、追い払い、地域住民や関係機関（自治会、学校等）への注意喚起と情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

有害鳥獣捕獲許可によって捕獲した対象鳥獣については、以下の方法にて処理する。

- ・ 鳴門市クリーンセンターへの搬入
- ・ 現地での埋設
- ・ 自家消費

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・ 該当なし ・ 他市町村における先行事例の採算性及び実現性について検証を行い、本市への適用可能性を検討する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

・ 該当なし
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

・ 該当なし
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鳴門市有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役 割
鳴門地区猟友会	有害鳥獣の捕獲及び個体数調整の実施 被害・生息状況等に関する情報提供
鳴門地区猟友会大麻支部	
鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供、鳥獣の保護・管理
J A 徳島県	被害防除対策の支援 被害状況に関する情報提供
J A 大津松茂	
J A 里浦	
徳島県徳島農林事務所	鳥獣被害対策への助言・指導

鳴門市 農林水産課	協議会の事務局、関係機関への連絡調整 有害鳥獣捕獲許可、被害状況の把握 有害鳥獣捕獲体制の整備、人材育成 被害防止対策の支援
-----------	---

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳴門藍住農業支援センター	鳥獣被害対策への助言・指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年12月25日設置 名 称：鳴門市鳥獣被害対策実施隊 職務内容：被害調査、追い払い、捕獲補助、防護柵設置・管理に係る指導等

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・各種広報媒体（市公式ウェブサイト・広報誌等）を活用し、農業者のみならず一般住民へも被害防止対策を啓発し、地域全体での主体的な取り組みを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・被害及び生息範囲の拡大という現状を踏まえ、隣接市町との連携を強化し、広域的な視点から効果的な被害対策の構築を検討する。 ・市街地において有害鳥獣の出没が確認された場合、県・市・警察及びその他の関係機関は、相互に連携し、周辺住民に対する注意喚起を迅速に行うとともに、被害の発生防止及び軽減に努める。
--